

**社会保険労務士が答える
企業の労務管理**

高阪樹博



医療保険制度を維持させるために、企業は何をすればよいか

57

1、国民皆保険制度

「国民皆保険制度」とは、すべての日本国民が日本全国どこでも同じ医療費で平等に医療が受けられる制度のことです。現在の日本においては、病气等により患した場合、保険証を医療機関に提示し当然に診療を受ける事ができます。

2、医療保険制度の種類と加入者

① 国民健康保険（国保）
 ・同業同種による組合員で構成される国保組合と自営業者及びその家族や無職者が加入する市町村国保、一定基準を満たす外国人
 ② 全国健康保険協会管掌健康保険（協会けん

ぽ）
 ・中小企業の従業員及びその家族や大企業であっても健康保険組合を組織していない企業
 ③ 組合管掌健康保険
 ・大企業が単独で設立する単一健保と中規模の企業が共同で設立する総合健保の従業員とその家族
 ④ 共済組合・公務員や私立学校教職員とその家族
 ⑤ 高齢者医療制度
 ・75歳以上及び65歳から74歳で一定の障害の状態にある者

3、日本の医療保険制度の現状

医療保険制度を維持するために、国等の行政機関から公費負担金が投入され、事業主と従業員に

よる報酬に応じた折半等の費用負担の保険料、高齢者医療制度には、各保険者からの支援金等も投入され維持されています。しかし、高齢化や医療技術の進歩により、医療費の総額は、毎年1兆円を超越するペースで増加して



います。このような現状の制度では、医療保険制度の維持が困難となり、特に、国保や協会けんぽは最終的な受け皿的役割をしており危機感を抱いています。

4、企業の労務管理とし

て保険者を活用
 ご存知のように、労務管理に必要なのは、従業員に心地よく働いてもらうことです。そして、従業員も健康や働き方に配慮をしている、福利厚生が充実している企業を求めています。

しかし、従業員の健康管理は「健康経営」により改善されますが、その家族（医療費は家族も同額が必要）まで一歩踏み込んだ企業は多くありません。勿論、踏み込むには限度がありますので躊躇すると思います。家族が体調不良の状況で心地よく働くことができるでしょうか。では、そのために企業は何をすればよいのでしょうか。

例えば、協会けんぽ愛知支部加入事業所の場合、

企業が「健康宣言」を申請することにより、各種サポートをしていただけます。また、優良企業は表彰もされます。他の保険者も各種の取組みを実施していますので、加入する保険者の事業に便乗することも方策です。その先の「健康経営優良法人認定」を取得し、社会的に「ホワイト企業」として評価を受けられるかが良いでしょう。

5、最後に

（令和2年3月末現在）
 新型ウイルスによるパンデミックが起きています。日本においても、その影響で多くの中小企業が倒産の危機となつていきます。今こそ、健康と経営のバランスを再考し、この危機を乗り越えましょう。一日も早い終息を切に願います。
 （こうさか労務管理事務所所長、社会保険労務士、ホワイト企業推進社会保険労務士協議会会員）
 イラスト・伊藤香澄

